

医師意見書作成時の留意点について

障害支援区分医師意見書作成につきましては、日頃よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年4月より従前の「障害程度区分」から現行の「障害支援区分」へと改正され、医師意見書の取扱いにつきましても、以下の点に変更されておりますので、記入漏れ等ございませんよう何卒よろしくお願い申し上げます。

◆ 医師意見書の変更点および留意点

● 医師意見書の以下の項目が一次判定(コンピューター判定)で活用されます

【一次判定で活用される項目】

- ・ 麻痺（左右：上肢、左右：下肢、その他）
- ・ 関節の拘縮（左右：肩・肘・股・膝関節、その他）
- ・ 精神症状・能力障害二軸評価
- ・ 生活障害評価（食事、生活リズム、保清、金銭管理、服薬管理、対人関係、社会的適応を妨げる行動）
- ・ てんかん

タイトルが で囲まれた項目です

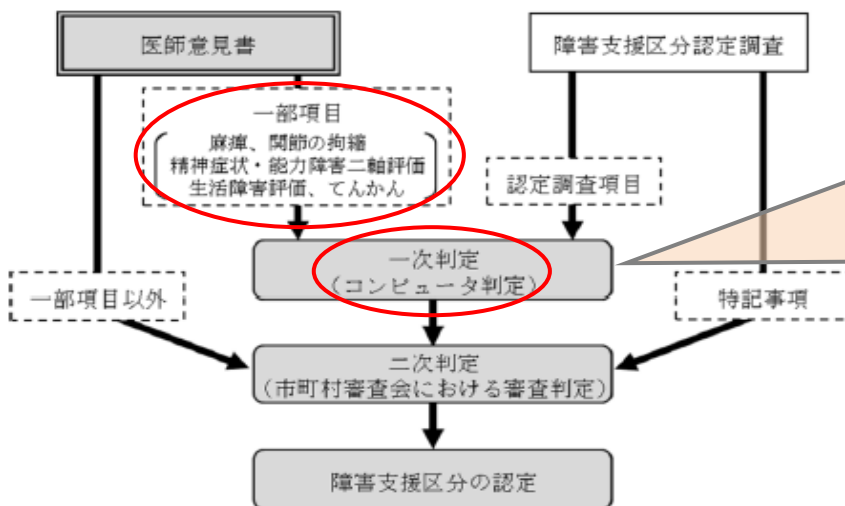


図. 障害支援区分の認定の流れ

上記項目を含めて一次判定区分が算出されます。

つまり…

記入漏れ等があると、一次判定区分を算出することができません！

☞ 上記項目について該当する症状がある場合はチェックを入れ、

☞ 【精神症状・能力障害二軸評価】【生活障害評価】については患者様の障害を問わず、別添の評価基準を参照の上、必ず該当する数値をご記入ください。



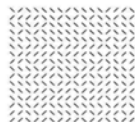
2014
障害支援区分認定用

医師意見書 31

障福番号

●	●	●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---	---	---

記入日 平成 年 月 日



2014

医師意見書 31

障福番号

●	●	●	●	●	●	●	●
---	---	---	---	---	---	---	---

申請者 (ふりがな) _____ 男 女 _____

明・大・昭・平 年 月 日生 (歳) 連絡先 _____

上記の申請者に関する意見は以下の通りです。主治医として本意見書がサービス等利用計画の作成に当たって利用されることに
医師氏名 _____ 同意する。 同意しない。

医療機関名 _____ 電話 () _____
医療機関所在地 _____ F A X () _____

(1) 最終診察日 平成 年 月 日 (2) 意見書作成回数 初回 2回目以上

(3) 他科受診 内科 精神科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科
 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 歯科 その他 ()

1. 傷病に関する意見

(1) 診断名 (障害の直接の原因となっている傷病名については1. に記入) 及び発症年月日

1. _____	発症年月日 (昭和・平成 年 月 日頃)
2. _____	発症年月日 (昭和・平成 年 月 日頃)
3. _____	発症年月日 (昭和・平成 年 月 日頃)

入院歴 (直近の入院歴を記入)

1. 昭和・平成 年 月 月 ~ 年 月 月 (傷病名: _____)

2. 昭和・平成 年 月 月 ~ 年 月 月 (傷病名: _____)

(2) 症状としての安定性 不安定である場合、具体的な状況を記入。特に精神疾患・難病については症状の変動についてわかるように記入。]

(3) 障害の直接の原因となっている傷病の経過

タイトルが [] で囲まれた項目が一次判定で活用されます。

2. 身体の状態に関する意見

(1) 身体情報 利き腕 (右 左) 身長 = _____ cm 体重 = _____ kg (過去6ヶ月の体重の変化 増加 維持 減少)

(2) 四肢欠損 (部位: _____)

(3) 麻痺 (部位: _____ 程度: 軽 中 重)

(4) 筋力の低下 (部位: _____ 程度: 軽 中 重)

(5) 関節の拘縮 (過去6ヶ月の症状の変動 改善 維持 増悪)

肩関節 右 (程度: 軽 中 重) 左 (程度: 軽 中 重)

肘関節 右 (程度: 軽 中 重) 左 (程度: 軽 中 重)

腕関節 右 (程度: 軽 中 重) 左 (程度: 軽 中 重)

膝関節 右 (程度: 軽 中 重) 左 (程度: 軽 中 重)

その他 (部位: _____ 程度: 軽 中 重)

(6) 関節の痛み (部位: _____ 程度: 軽 中 重)

(7) 失調・不随意運動 (過去6ヶ月の症状の変動 改善 維持 増悪)

上肢 右 (程度: 軽 中 重) 左 (程度: _____)

体幹 (程度: 軽 中 重)

下肢 右 (程度: 軽 中 重) 左 (程度: _____)

(8) 褥瘡 (部位: _____ 程度: _____)

(9) その他の皮膚疾患 (部位: _____ 程度: _____)

該当する症状がなければ☑は不要です ⇒ 「なし」とみなします

3. 行動及び精神等の状態に関する意見

(1) 行動上の障害 昼夜逆転 暴言 自傷 他害 支援への抵抗 徘徊

危険の認識が困難 不潔行為 異食 推的過激行動 その他 ()

(2) 精神症状・能力障害二軸評価 精神症状評価 1 2 3 4 5 6

能力障害評価 1 2 3 4 5

(3) 生活障害評価 1 2 3 4 5

食事 1 2 3 4 5 生活リズム 1 2 3 4 5

保清 1 2 3 4 5 金銭管理 1 2 3 4 5

服薬管理 1 2 3 4 5 対人関係 1 2 3 4 5

社会的適応を妨げる行動 1 2 3 4 5

(4) 精神・神経症状 意識障害 記憶障害 注意障害 遂行機能障害

社会的行動障害 その他の認知機能障害 気分障害 (抑うつ気分、軽躁状態)

睡眠障害 幻覚 妄想 その他 ()

専門科受診の有無 有 () 無 ()

(5) てんかん 週1回以上 月1回以上 年1回以上

4. 特別な医療 (現在、定期的あるいは)

処置内容 点滴の管理 中 終

疼痛の管理 終

特別な対応 モニター測定 (血圧)

失禁への対応 カテーテル (コントロール)

5. サービス利用に関する意見

(1) 現在、発生の可能性が高い病態 尿失禁 転倒・骨折 脱水 行動障害 精神

→ 対処方針 ()

(2) 障害福祉サービスの利用時に限って ()

血圧について ()

嚥下について ()

摂食について ()

移動について ()

行動障害について ()

精神症状について ()

その他 ()

(3) 感染症の有無 (有の場合は具体的な病名を記入)

有 () 無 ()

6. その他特記すべき事項

障害支援区分の認定やサービス等利用計画の作成に必要な医学的なご意見等をご記載してください。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載してください。(情報提供書や身体障害者申請診断書の写し等を添付して頂いても結構です。)

● 障害種別を問わず

● 1~5、もしくは 1~6 のどれかに必ず☑を入れてください。

↓ 記入がないと…

一次判定区分を算出できません。

日常生活上、支障となる症状や状態がなければ「1」に☑を入れてください。

1. 精神症状・能力障害二軸評価

1) 精神症状評価

現在の精神症状について、次のうちあてはまるものを1つ選択してください。

1	症状がまったくないか、あるいはいくつかの軽い症状が認められるが日常生活の中ではほとんど目立たない程度である。
2	精神症状は認められるが、安定化している。意思の伝達や現実検討も可能であり、院内や施設等の保護的環境ではリハビリ活動等に参加し、身辺も自立している。通常の対人関係は保っている。
3	精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達や現実検討にいくらかの欠陥がみられるが、概ね安定しつつあるか、または固定化されている。逸脱行動は認められない。または軽度から中等度の残遺症状がある。対人関係で困難を感じることもある。
4	精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達か判断に欠陥がある。行動は幻覚や妄想に相当影響されているが逸脱行動は認められない。あるいは中等度から重度の残遺症状（欠陥状態、無関心、無為、自閉など）、慢性的幻覚妄想などの精神症状が遷延している。または中等度のうつ状態、そう状態を含む。
5	精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達に粗大な欠陥（ひどい滅裂や無言症）がある。時に逸脱行動が見られることがある。または最低限の身辺の清潔維持が時に不可能であり、常に注意や見守りを必要とする。または重度のうつ状態、そう状態を含む。
6	活発な精神症状、人格水準の著しい低下、重度の認知症などにより著しい逸脱行動（自殺企図、暴力行為など）が認められ、または最低限の身辺の清潔維持が持続的に不可能であり、常時厳重な注意や見守りを要する。または重大な自傷他害行為が予測され、厳重かつ持続的な注意を要する。しばしば隔離なども必要となる。

2) 能力障害評価

現在の日常生活能力の程度について、次のうちあてはまるものを1つ選択してください。

↓ 判定にあたっては以下の点に留意してください ↓

- A) 日常生活あるいは社会生活において必要な「支援」とは助言、指導、介助などをいう。
- B) 保護的な環境（例えば入院・施設入所しているような状態）ではなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定する。

1	<p>精神障害や知的障害を認めないか、または、精神障害、知的障害を認めるが、日常生活および社会生活は普通に出来る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な食事摂取、身辺の清潔保持、金銭管理や買い物、通院や服薬、適切な対人交流、身辺の安全保持や危機対応、社会的手続きや公共施設の利用、趣味や娯楽あるいは文化的社会的活動への参加などが自発的にできるあるいは適切にできる。 ○ 精神障害を持たない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることができる。
2	<p>精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「1」に記載のことが自発的あるいは概ねできるが、一部支援を必要とする場合がある。 ○ 例えば一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である。 ○ デイケアや就労継続支援事業所などに参加するもの、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も含まれる/ 日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難が生じることがある / 清潔保持は困難が少ない / 対人交流は乏しくない / 引きこもりがちではない / 自発的な行動や、社会生活の中で発言が適切にできないことがある / 行動のテンポはほぼ他の人に合わせる事が出来る / 普通のストレスでは症状の再燃や悪化は起きにくい / 金銭管理は概ねできる / 社会生活の中で不適切な行動をとってしまうことは少ない
3	<p>精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて支援を必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「1」に記載のことが概ねできるが、支援を必要とする場合が多い。 ○ 例えば、付き添われなくても自ら外出できるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。 ○ 医療機関等に行くなどの習慣化された外出はできる / デイケアや就労継続支援事業などに参加することができる / 食事をバランスよく用意するなど家事をこなすために、助言などの支援を必要とする / 清潔保持が自発的かつ適切にはできない / 社会的な対人交流は乏しいが引きこもりは顕著ではない / 自発的な行動に困難がある / 日常生活の中で発言が適切にできないことがある / 行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある / ストレスが大きいと症状の再燃や悪化を来しやすい / 金銭管理ができない場合がある / 社会生活の中でその場に適さない行動をとってしまうことがある
4	<p>精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時支援を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「1」に記載のことは常時支援がなければできない ○ 例えば、親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである / 自発性が著しく乏しい / 自発的な発言が少なく、発言内容が不適切であったり、不明瞭であったりする / 日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう / 些細な出来事で、病状の再燃や悪化を来しやすい / 金銭管理は困難である / 日常生活の中でその場に適さない行動をとってしまいがちである
5	<p>精神障害、知的障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「1」に記載のことは支援があってもほとんどできない。 ○ 入院・入所施設等患者においては、院内・施設内等の生活の常時支援を必要とする / 在宅患者においては、医療機関等への外出も自発的にできず、付き添いが必要である / 家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身辺の清潔保持も自発的には行えず、常時支援を必要とする

2. 生活障害評価

現在の生活障害について、該当する項目を1つ選択してください。

No.	項目	内容
1)	食事	1 適量の食事を適時にとることができる。(外食、自炊、家族・施設からの提供を問わない)
		2 時に支援や施設等からの提供を必要とする場合があるが、「1」がほしい自主的にできる。
		3 時に支援がなければ、偏食したり、過食になったり、不規則になったりする。
		4 いつも同じものばかりを食べたり、食事内容が極端に貧しかったり、いつも過食になったり、不規則になったりする。常時支援を必要とする。
		5 常に食事へ目を配っておかないと不食に陥ったり、偏食、過食など問題の食行動があり、健康を害す。
2)	生活リズム	1 一定の時刻に自分で起きることができ、自分で時間の過ごし方を考えて行動できる。 (※一般的には午前9時には起きていることが望まれる)
		2 時に寝過ごすことがあるが、ほしい自分なりの生活リズムが確立している。夜間の睡眠も1時間以内のばらつき程度である。生活リズムが週1度以内の崩れがあってもすぐに元に戻る。
		3 時に助言がなければ、夜更かししたり、朝寝過ごすか、週に1度を越えて生活リズムを乱すことがあっても元に戻る。夜間の睡眠は1～2時間程度のばらつきがある。
		4 就寝や起床が遅く、生活のリズムが週1回を越えて不規則に傾きがちですぐには元に戻らないため、常時支援を必要とする。
		5 臥床がちで、昼夜逆転したりする。
3)	保清	1 洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等を自主的に問題なく行っている。必要に応じて(週に1回くらいは)、自主的に掃除や片付けができる。TPOに合った服装ができる。
		2 洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等がある程度自主的に行っている。回数は少ないが、自室の清掃や片付けをほしい自主的にできる。
		3 個人衛生を保つためには、週1回程度の助言や援助が必要である。自室の清掃や片付けについて、週1回程度助言がなければ、ごみがたまり、部屋が乱雑になる。
		4 個人衛生を保つために、常時支援とする。自室の清掃や片付けを自主的にはせず、いつもごみがたまり、部屋が乱雑になる。
		5 常時支援をしても、個人衛生を保つことができず、自室の清掃や片付けをしないか、できない。
4)	金銭管理	1 1ヵ月程度のやりくりが自分で出来る。また、大切な物を管理できる。
		2 時に月の収入を超える出費をしてしまい、必要な出費(食事等)を控えたりする。時折大切な物を失くしてしまう。
		3 一週間程度のやりくりはほしいできるが、時に助言を必要とする。また大切な物をなくしたりする為に時として助言が必要になる。
		4 3～4日に一度手渡して相談する必要がある。大切な物の管理が一人では難しく、常時支援を必要とする。
		5 持っているお金をすぐに使ってしまう。大切な物の管理が自分では出来ない。
5)	服薬管理	1 薬の必要性を理解しており、適切に自分で管理している。
		2 薬の必要性は理解しているにかかわらず、時に飲み忘れることもあるが、助言が必要なほどではない。(週に1回以下)
		3 薬の必要性は理解しておらず、時に飲み忘れるので助言を必要とする。(週に2回以上)
		4 飲み忘れや、飲み方を間違えたり、拒薬、大量服薬をすることがしばしばある。常時支援(場合によりデポ剤使用)、さらに、薬物血中濃度モニター管理を必要とする。
		5 常時支援をしても服薬しないか、できないため、ケア態勢の中で与薬を行ったり、デポ剤が中心となる。さらに、薬物血中濃度モニターは不可欠である。
6)	対人関係	1 あいさつや当番などの最低限の近所づきあいが自主的に問題なくできる。近所、仕事場、社会復帰施設、病棟等で、他者と大きなトラブルをおこさず行動をすることができる。必要に応じて、誰に対しても自分から話せる。同世代の友人を自分からつくり、継続してつきあうことができる。
		2 「1」が、ほしい自主的にできる。
		3 ほしいできるが、時に助言がなければ孤立的になりがちで、他人の行動に合わせられなかったり、挨拶や事務的なことでも、自分から話せない。また助言がなければ、同世代の友人を自分からつくり、継続してつきあうことができず、周囲への配慮を欠いた行動をとることがある。
		4 「1」で述べたことがほとんどできず、近所や集団から孤立しがちとなる。3が度々あり、強い助言や介入などの支援を必要とする。
		5 助言・介入などの支援をしてもできないか、あるいはしようとせず、隣近所・集団とのつきあい・他者との協調性・自発性・友人等とのつきあいが全くなく孤立している。
7)	社会的適応を妨げる行動	1 周囲に恐怖や強い不安を与えたり、小さくても犯罪行為を行ったり、どこへ行くかわからないなどの行動が見られない。
		2 この1ヵ月に、「1」のような行動は見られなかったが、それ以前にはあった。
		3 この1ヵ月に、そのような行動が何回かあった。
		4 この1週間に、そのような行動が数回あった。
		5 そのような行動が毎日のように頻回にある。